

大阪市健康増進計画「すこやか大阪21(第2次後期)」(案)
 に対するパブリック・コメントの実施結果について

1 意見募集の方法

(1) 募集期間

平成29年12月22日(金)～平成30年1月22日(月)

(2) 公表資料の配架場所等

健康局健康推進部健康づくり課、市民情報プラザ、各区役所(区民情報コーナー、保健福祉課)、大阪市サービスカウンター、図書館、大阪市保健所管理課

(3) インターネットによる公表

大阪市健康局ホームページ

(4) 募集方法

健康局健康推進部健康づくり課への持参、送付、ファックス、電子メール

2 集計結果

(1) 受付件数 29件

【性別等】 男性:13人 女性:10人 不明:4人 法人:2件

【住所地】 市内:20人 市外:3人 不明:6人

【年齢】 20歳代:0人 30歳代:1人 40歳代:5人

50歳代:3人 60歳代:10人 70歳以上:7人 不明:1人 法人:2件

(2) 受付方法

持参:1件 送付:7件 ファックス:11件 電子メール:10件

(3) 提出意見数 29件

項目	件数	項目	件数
最終評価	0	栄養・食生活	0
全体目標	0	身体活動・運動	1
がん	1	休養	0
循環器疾患	0	アルコール	0
糖尿病	0	たばこ	25
COPD	0	歯・口腔の健康	0
骨粗しょう症	0	健康を支え、守るための地域づくり	2
こころの健康	0	その他	0

大阪市健康増進計画「すこやか大阪21(第2次後期)」(案)
のパブリック・コメントで寄せられた意見に対する本市の考え方

がん(1件)

番号	ご意見の要旨	本市の考え方	担当(参考)
1	生活習慣病予防のためにも、検診を受けるのが良いと思っているが、がん検診率が30%台というのは驚きである。せめて、60~70%の人達に受診してもらいたいものである。受診することによって、早期発見、早期治療にもつながり、早く治すことができ、医療費の抑制にもなる。	本市のがん検診は各区保健福祉センターや取扱医療機関で実施しており、平日夜間や休日開催等、受診しやすい環境を整えるとともに個別勧奨やイベント等で周知啓発に努めております。引き続き、目標値を定め、その達成に向け取り組んでまいります。	健康局 健康づくり課

身体活動・運動(1件)

番号	ご意見の要旨	本市の考え方	担当(参考)
1	城東区全体を対象に百歳体操とお口の体操を週に2回行っています。こういう事をして自分の健康を意識する事が大切だと思います。	健康づくりは、一人ひとりが主体的に取り組むことが重要であり、社会全体で個人の主体的な健康づくりを支援していくことが不可欠であると考えております。いただいたご意見のような、いきいき百歳体操やウォーキンググループなどの住民主体の健康づくり活動は全ての区において実施されておりますので、引き続き支援してまいります。	健康局 健康づくり課

たばこ/受動喫煙(19件)

番号	ご意見の要旨	本市の考え方	担当(参考)
1	喫煙者の衣服が害を及ぼすのであれば、喫煙者は裸で非喫煙者と会わなければならないのでしょうか。喫煙者は隔離された場所で生活しなければ、非喫煙者に害を及ぼすのでしょうか。非常に人権侵害につながる表現なので削除をお願いします。	<p>【受動喫煙防止について】</p> <p>我が国では、「今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間は原則として全面禁煙であるべき」(平成22年2月25日付け 厚生労働省健康局長通知)とされております。</p> <p>大阪府のガイドラインでも、全面禁煙の推進として、受動喫煙の防止には、敷地内全面禁煙や建物内全面禁煙が最も効果的であるとされており、全面禁煙が困難な場合の対策として、可能な範囲において、施設内における受動喫煙を防止するための対策が必要であるとされており、厚生労働省の「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書(平成28年8月)」では、喫煙室を設置してもたばこ煙の漏れが防止できないと報告されております。</p> <p>また、屋外であっても、子どもや多数の者の利用が想定される公共的な空間での受動喫煙防止対策は重要であるとの報告もあることから、特に、受動喫煙による健康影響が大きい未成年者や患者等をたばこの害から守るために、学校や病院における敷地内禁煙の推進に取り組んでいく必要があると考えております。</p> <p>以上のことを踏まえ、計画案を修正してまいります。</p> <p>【三次喫煙について】</p> <p>厚生労働省の「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書(平成28年8月)」には、三次喫煙に関する実験結果は次々に報告されており、「三次喫煙の問題点は、一旦、有害化学物質が壁や埃に吸着するため換気といった対応では解消できないことが上げられる。」とあります。</p> <p>しかしながら、ご指摘のように「三次喫煙の概念が報告されてからまだ数年のため、現段階で三次喫煙による健康影響を示す疫学調査報告は見当たらない。」とも記載されておりますので、計画案を修正し、今後の動向を注視してまいります。</p>	健康局 健康づくり課
2	「喫煙者の衣服、居所の壁や家具に付着した残留物質の吸引が健康を害すると報告あり」とありますが、厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会報告書には「現段階で三次喫煙による健康影響を示す疫学調査報告は見当たらない」との記載です。市民に誤解を与える表記であることから、削除を求めます。		
3	分煙や建物内禁煙では受動喫煙の害を完全に防ぐことができませんという表記では、現在、自主的に対策をとっている受動喫煙防止の取組みが効果がないと言っている訳です。分煙の取り組みがなされている状況であり、削除を希望するものです。		
4	「分煙や建物内禁煙では、受動喫煙を害を完全に防ぐことはできません」という記載がありますが、厚生労働省や大阪府の受動喫煙防止対策に関するガイドラインでも分煙が認められていると思いますので、削除を求めます。		
5	「喫煙者の衣服居室の壁...受動喫煙の害を完全に防ぐことはできません。」と書かれていますが、未成年者、非喫煙者の感情を必要以上に煽ることになり、ひいては喫煙者への差別や人権侵害につながる可能性があるため、上記の記載内容の再考をお願いします。		
6	「タバコ(煙草)」の禁煙は無意味であり、タバコの喫煙よりも、自動車や工場からの排出された「窒素酸化物(NOx)」が有害です。		
7	一方的にたばこを無くす計画はしないでほしいです。たばこを吸う人と吸わない人が、うまく共存していく事が現実的ではないでしょうか。どうか公平な計画作成をお願いします。		
8	現段階では、喫煙者の衣服等の残留物質による健康影響は裏付けが明らかにされていないのではないのでしょうか。		

9	衣服や家具にタバコの煙が残留物として残るなどの記載があり、その残留物質が、どれ程の健康被害を及ぼすというのか甚だ疑問だと感じます。 「分煙や建物内禁煙では、受動喫煙の害を完全に防ぐことができません」という表記は、削除していただくことを希望します。
10	「基本的な考え方」に、たばこは最大の危険因子となっていますと断定していますが、如何なものでしょうか。 たばこは法律で定められている嗜好品である以上、たばこをこの世の中から根絶させたいような文言は改めるべきだと意見します。 「受動喫煙防止」に家庭まで何故取り組む必要があるのか大いに疑問に感じます。是非、文言を改めて頂きたい。衣服や居室の壁等に付着した残留物質云々と書かれておりますが、果たしてたばこはここまで書かれるほど悪いのでしょうか。 受動喫煙の害という文言がありますが、本当に受動喫煙の影響のみが健康に及ぼすのでしょうか。
11	「喫煙者の衣服・・・報告されており」と書いていますが、いったい何の報告なのでしょう。私の知る限り一部の研究者の発表に過ぎず、何ら実証されている話ではないと思います。削除すべき内容です。
12	国や大阪府の受動喫煙防止対策に関するガイドラインで分煙は認められています。 頑張って分煙を行おうとしているのに害を防ぐことは出来ませんと容認出来ません。削除してほしいと思います。
13	残留物質の吸引が健康を害すると言う表現は誤りもしくは誇大表現ではないでしょうか。
14	「分煙や建物内禁煙では、受動喫煙の害を完全に防ぐことはできません」という記載がありますが、厚生労働省や大阪府の受動喫煙防止対策に関するガイドラインでも分煙が認められていると思います。削除をお願い致します。
15	「直接たばこの煙にさらされなくても・・・報告されており」と記載されていますが、いわゆる三次喫煙については、健康影響に関する疫学研究は存在せず、医学的な研究も存在しないものと承知している。「喫煙と健康 第4版(喫煙の健康影響に関する検討会報告書)」においても「現段階で三次喫煙による健康影響を示す疫学調査報告は見当たらない。」と記載されている。 「分煙や建物内禁煙では、受動喫煙の害を完全に防ぐことはできません。」と記載されているが、厚生労働省の「受動喫煙防止対策助成金制度」では、喫煙室の設置や屋外喫煙所の設置による受動喫煙防止対策が推進されている。大阪府の「受動喫煙の防止に関するガイドライン」においても店頭表示の推進や分煙が認められており、「大阪府受動喫煙防止対策推進協議会」にて取り組まれている店頭表示ステッカー貼付活動の趣旨に、大阪府も賛同しているものと認識している。 市民や施設管理者に誤った認識を与える可能性のある「直接たばこの煙にさらされなくても・・・受動喫煙の害を完全に防ぐことはできません。」の記載は削除されるべきと考える。
16	受動喫煙よりも大気汚染の方が健康被害の大きいことは明らか。
17	「直接たばこの煙にさらされなくても・・・受動喫煙の害を完全に防ぐことはできません」とあります。 喫煙者をまるで細菌まみれの汚染された者のように扱うこの考え方とそれを正しい知識として市民に普及するのは許せません。新しい差別を生み出す事につながりかねません。この項の削除を強く求めます。
18	「有害成分の含有並びに残留物質の吸引により健康を害する」と言われますが、何ら因果関係が証明された研究発表はありません。
19	お酒、タバコは嗜好品です。タバコを排除するのではなく、分煙の道は残していただきたいので、受動喫煙防止の条例には反対です。

健康局
健康づくり課

たばこ/加熱式たばこ・電子たばこ(2件)

番号	ご意見の要旨	本市の考え方	担当(参考)
1	たばこを吸う自由、吸わない自由は基本的なものです。加熱式たばこは臭い、煙も出ないので良いと思われます。	近年、日本では火を使わない、煙の出ないたばこ、いわゆる「加熱式たばこ」が普及し始めております。加熱式たばこや電子たばこが及ぼす健康影響については世界でも研究が始まったばかりです。今後も動向を注視してまいります。	健康局 健康づくり課
2	加熱式たばこ、電子たばこのみ販売してはどうか。		

たばこ/マナー(1件)

番号	ご意見の要旨	本市の考え方	担当(参考)
1	受動喫煙は基本は屋内の事を国が言っている。 屋外ではマナーを守って吸う事が出来るようにしてほしい。	本市では、平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、道路、広場、公園その他の公共の場所で、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう、自主的な努力を促しております。 道路や公園など不特定多数の人々が通行し、集まる公共の場所での喫煙は、すれ違いざまに身体や衣服などにたばこの火が当たることが避けられない場合や、喫煙者が気づかないまま、副流煙を吸わせる場合があります。 他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙をしないよう、マナーの啓発に努めてまいります。	環境局 事業管理課

たばこ/喫煙場所の設置(1件)

番号	ご意見の要旨	本市の考え方	担当(参考)
1	喫煙者は国、地方に対して多くの税金を支払っているのに肩身の狭い思いをされている。共存出来る方策を考えても良いのでは。例えば、梅田の御堂筋の一角には屋外に喫煙コーナーが設けられている。このような場所を増やすことを望んでいる。	本市では、有識者・各種団体等の代表者で構成された「大阪市路上喫煙対策委員会」の答申を踏まえ、現在、「御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺」と「都島区京橋地域」を「路上喫煙禁止地区」に指定し、違反者に対し罰則(過料1,000円)を適用しております。 喫煙設備の設置につきましては、平成19年9月5日に大阪市路上喫煙対策委員会から「喫煙設備のあり方について」の答申をいただき、設置については「効果的な啓発機能、PR機能を有することや」喫煙に起因する迷惑や危険に十分配慮して設置されなければならない。 また、法的条件に留意し、御堂筋等の禁止地区において、「あくまで適地がある限りにおいて3カ所以内であること」とされました。 この答申に基づき、御堂筋及び市役所・中央公会堂周辺の禁止地区において、大江橋北詰に1ヶ所と、なんば高島屋前に1ヶ所の喫煙設備を設置しております。 また、都島区京橋地域においては、京橋駅前広場に1ヶ所の喫煙設備を設置し供用しており、現在のところは増設する計画はございません。	環境局 事業管理課

たばこ/施策に関する意見(2件)

番号	ご意見の要旨	本市の考え方	担当(参考)
1	「基本的な考え方」に、喫煙が原因となる疾患にニコチン依存症を加える。 「今後の取り組み」に、たばこを吸いにくい環境作りを加える。 「未成年者の喫煙防止」に、たばこを吸うとニコチンに依存してしまい、再度の喫煙をせざるにはいられなくなるということを強調し、喫煙防止教育に取り入れる。 「受動喫煙防止」に、加熱式タバコでも受動喫煙が起きることを付け加える。 「加熱式たばこ」についても、燃焼式たばこ同様の害があり、またニコチンを摂取することには変わらないので、その点を強調すべき。	1、2(1)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8) たばこについては、「たばこをやめたい人の禁煙」、「未成年者の喫煙防止」、「妊娠中の喫煙防止」、「受動喫煙防止」を取り組みの柱として、関係機関と連携し、いただいたご意見を参考にしながら、行動変容ステージ(禁煙に対してどのように考えているか)を視野に入れ、普及啓発に取り組んでまいります。喫煙による健康影響についても、健康教育、健康相談などの事業を活用し情報提供に努めてまいります。 なお、いただいたご意見を参考に計画案を修正してまいります。	1、2(1)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8) 健康局 健康づくり課
2	タバコ対策について 意見・提案 (1)喫煙、受動喫煙のタバコに、非燃焼の加熱式タバコ等の新型タバコも含める。 (2)庁舎内、関係機関等の「敷地内or屋内全面禁煙」の周知徹底。職員の勤務中の禁煙実施。 (3)公共性の高い施設において子ども・妊産婦を守ることを最優先に全面禁煙ルールを確立し、保護者への禁煙促進の働きかけ。 (4)公共施設や飲食店・職場等や家庭内での、全面禁煙の徹底・推奨。 (5)路上禁煙について、市内全域への拡大。特に繁華街・アーケード商店街を優先。コンビニなどの店外灰皿の禁止。 (6)禁煙治療の保険適用についての施策の重要性を推進。 (7)歯周病以外に、口内炎や舌がん、食道がんなども強調しての、施策・啓発。 (8)治療や入院加療・手術に至ってもなお喫煙し続ける患者が少なく、抜本的な対処・対策。	2(2) 本市では、平成11年に「職場における喫煙対策に関する指針」を策定し、平成22年4月から建物内禁煙を、同年10月から職員の勤務中禁煙を実施しております。今後も引き続き、受動喫煙防止を推進するために、各関係部署と連携を図り、周知徹底を行ってまいります。 2(5) 本市の「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」の趣旨は、市民の皆様の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的とし、喫煙マナーやモラルの向上を図ることを施策の基本としており、喫煙する自由や嗜好を強く制限することになる「禁止地区」は、「禁止地区」外へのPR効果も含め、普及啓発効果が大きいと考えられる地域を指定し、実効性のある規制や取り組みを進めてまいります。 「禁止地区の市内全域への拡大」、「アーケード商店街を優先に」とのご意見につきましては、路上喫煙対策委員会のご意見を踏まえ、区などの関係部署とも連携しながら検討を進めてまいります。 また、コンビニなどの店外灰皿につきましては、「禁止地区」の区域かどうかに関わらず、私有地であることから、灰皿設置者に対し本市の取組を説明し、路上喫煙防止のポスター掲示など、ルールを守った喫煙の啓発にご協力をいただくよう働きかけてまいります。	2(2) 人事室 人事課 2(5) 環境局 事業管理課

健康を支え、守るための地域づくり(2件)

番号	ご意見の要旨	本市の考え方	担当(参考)
1	<p>(3)健康を支え、守るための地域づくりのなかで、大阪市では「ニア・イズ・ベター」の理念のもと、地域コミュニティの活性化に取り組んでいるとあります。 自治会、町内会、老人会等にたずさわれる人も不足しているのが現状です。住みなれた地域でいきいき健康に暮らしていける地域づくりに本気で取り組んでいただけるのか不安です。</p>	<p>健康づくりは個人の意識と行動だけでなく、個人を取り巻く社会環境による影響も大きいと考えられます。 地域においては、自治会、町内会、老人会等の団体やグループが顔の見える関係やつながりを保ちながら、市民の健康に関する課題を共有し、地域特性に応じて健康づくりに取り組むことが重要です。</p>	<p>健康局 健康づくり課</p>
2	<p>(3)健康を支え、守るための地域づくりのなかで、大阪市では「ニア・イズ・ベター」の理念のもと、地域コミュニティの活性化に取り組んでいるとあります。 自治会、町内会、老人会等にたずさわれる人も不足しているのが現状です。住みなれた地域でいきいき健康に暮らしていける地域づくりに本気で取り組んでいただけるのか不安です。</p>	<p>引き続き、健康づくり施策に関わる関係機関等と連携・協働し、住み慣れた地域でいきいき健康に暮らしていける地域づくりに取り組んでまいります。</p>	

「第3次大阪市食育推進計画」(案)の
パブリック・コメントの結果について

- 1 意見募集期間 平成29年12月22日(金)～平成30年1月22日(月)
- 2 資料の公表 (1) 配架
 大阪市健康局健康推進部健康づくり課(大阪市役所2階)
 市民情報プラザ(大阪市役所1階)
 各区役所区民情報コーナー(出張所含む)
 各区役所保健業務主管課
 大阪市サービスカウンター(梅田・難波・天王寺)
 各市立図書館
 大阪市保健所管理課
 (2) インターネット
 大阪市健康局ホームページ
- 3 意見提出方法 ファクシミリ、持参、送付、電子メール
- 4 意見提出先 大阪市健康局健康推進部健康づくり課

5 応募意見の概要等

(1) 応募状況

応募総数	9件
ファクシミリ	4件
持参	1件
送付	なし
電子メール	4件

(2) 属性

【性別】 男性：4名 女性：5名

【住所】 大阪市内：5名 大阪市内外：2名 不明：2名

【年代】 40代：1名 50代：1名 70代：6名 不明：1名

(3) 提出意見

意見総数	9
若い世代の食育に関する事	3
食育推進ボランティアに関する事	2
学校給食に関する事	1
全体の内容に関する事	3

パブリックコメントに寄せられた意見と本市の考え方

区分	意見の要旨	本市の考え方	担当	計画の修正
若い世代の食育に関する事	1 幼児、小学生に朝食を欠食する人がいる。共食の割合も減っている。もっと食べることの大切さを啓発しなければいけない。	健全な食生活を実践することができる人間を育てる「食育」の取り組みは、日常生活の基盤である家庭をはじめ、地域や教育・保育各分野において連携して取り組む必要があります。 引き続き、幼児・小学生等とその保護者の若い世代に対し、朝食欠食割合の減少、共食割合の増加、望ましい食習慣の啓発等にむけ取り組んでまいります。	健康局	無
	2 食生活に関して、ちゃんとした食事がとれているか心配。子どもたちや若い世代に良い食品食習慣を身につけてほしい。		健康局	無
	3 毎日3食をどのようにしたらバランスよく食事の献立を考えていけるのか、若い母親が楽しく食事をとれるようにしたい。		健康局	無

区分	意見の要旨	本市の考え方	担当	計画の修正
食育推進ボランティアに関する事	4 食育の推進にかかわるボランティア養成数の増加について目標にしているが、現状ではボランティアを増やすのは難しいのではないか。	<p>「食育ボランティアの育成と活動支援」は、食育の推進のための重要な施策であります。</p> <p>食育ボランティアの育成について、ボランティアの高齢化や人材育成に係る課題についても十分認識しております。養成講座の周知方法や研修の内容を検討することにより、さらなる組織の強化に取り組んでまいります。</p> <p>区役所庁舎の使用については、平成24年の市政改革プランにおいて、広く市民活動団体全般を対象とするよう整理が図り、食育ボランティアをはじめ、すこやかパートナー等と連携した事業でも利用が可能となっております。</p> <p>引き続き区役所栄養士等と連携し、地域ニーズに応じた活動がより活発に展開できるよう支援してまいります。</p>	健康局	無
	5 食育ボランティアは、食育基本法に地域住民に対する生涯を通じた食育の推進、健康づくりの担い手と明記されている。ボランティア組織の運営層は高齢の専業主婦層が多く、食をとりまく社会の変化や地域住民のニーズに十分対応できているとは言い難く若手リーダーが育ちにくい環境である。食育ボランティア育成と活動支援とあるが、施設利用が制限されていることも人材育成を阻む一因になっている。		健康局	無
学校給食に関する事	6 食育をすすめるために、小中学校給食を完全給食にして、無料で実施すべき。 現在の選択制の中学校給食は給食に値しない。自校方式が最適だが、センター方式であっても調理した給食を提供することを考えるべきである。 食育推進計画において、小中学校給食の完全実施を計画化すべき。	<p>給食にかかる食材料費については、学校給食法第11条第2項により、学校給食を受ける児童・生徒の保護者の負担とされており、給食費として保護者の方々から徴収させていただいております。給食費を無償にすることは多額の税が必要となることから、本市の厳しい財政状況から困難です。</p> <p>本市の小学校は全て自校調理方式で完全給食を提供しております。</p> <p>中学校におきましては、平成31年度の2学期までに、親子方式(給食調理設備を有する学校で調理した給食を他の学校に搬送する方式)もしくは自校調理方式での給食提供方法に移行する計画としております。したがって、次期食育推進計画に盛り込むことはいたしません。</p>	教育委員会事務局	無

区分	意見の要旨	本市の考え方	担当	計画の修正
全体の内容に関する事	<p>7 食育を市民運動として位置づけ、具体的に推進する。市民やNPOや企業との連携強化への具体策を策定する。 食育の日4月19日を制定し、市民運動を盛り上げるべきである。</p>	<p>食育の推進のためには、食育を市民運動と位置づけ、関係機関・関係団体が連携して一体的に取り組むことが効果的であることから、食育ボランティアやすこやかパートナーと、より一層の連携をもってすすめてまいります。 国の食育推進基本計画(平成18年度～)において『毎年6月は食育月間、毎月19日は食育の日』とされており、本市におきましても、食の重要性を再認識するきっかけとなるよう、キャンペーン等を開催し啓発しているところです。今後とも国と一体的な取り組みをすすめてまいります。</p>	健康局	無
	<p>8 「食」を通じて人間形成を育むことは大変有意義な取り組みである。特に若い世代の方に食の大切さ、栄養のこと、食物への感謝の気持ちを伝えていかなければならない。行政が方向性を示し、関係団体が連携して一人でも多くの市民へ浸透していくことを期待する。</p>	<p>第3次大阪市食育推進計画において、食の大切さや栄養バランス等について基本テーマを設定し取り組みをすすめてまいります。 若い世代に対する食育に関しては、保育所・幼稚園や小学校・中学校等の学校教育を通じて、また地域や家庭を通じた啓発と取り組みを今後すすめてまいります。</p>	健康局	無
	<p>9 <u>ご意見の中で計画に関わる部分を抜粋しています</u> 人間として文化的水準を保ち生き続けるために、健康を維持する事が社会成長に繋がります。</p>	<p>食育の推進は食育基本法により『生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育む』ことを目的としています。同法に基づく市町村計画である第3次大阪市食育推進計画により市民の健康維持のため取り組んでまいります。</p>	健康局	無